



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *60 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2
*61 和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (") 3

○ 告示

- 684 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課) 4
685 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 4
686 " (") 5
687 " (") 5
688 " (") 6
689 " (") 6
690 " (") 6
691 " (") 7
692 " (") 7
693 鳥獣保護区の指定の変更予定の通知 (環境生活総務課) 7
694 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 8
695 指定自立支援医療機関の指定 (") 9
696 " (") 9
697 広、南広土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 9
698 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 10
699 " (") 10
700 農用地利用配分計画の認可 (") 11
701 保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 11
702 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 12
703 " (") 12
704 公共測量の実施 (技術調査課) 12
705 道路の区域変更 (道路保全課) 13
706 道路の供用開始 (") 13
707 採石業務管理者試験の実施 (砂防課) 13
708 免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 15

○ 人事委員会告示

- 9 平成28年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 18

○ 公安委員会告示

- 33 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 23

○ 公告

- 入札公告 (警察本部) 27

規 則

和歌山県規則第60号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則（昭和35年和歌山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第6号及び第14条第2項第1号中「定款」の次に「、寄附行為」を加える。

第22条の2第29項を同条第30項とし、同条第26項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、同条第25項中「第23項第1号」を「第24項第1号」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第12項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 条例第20条第3項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第23条第7号中「海岸保全施設」の次に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」を加え、同条第14号中「みつまた」の次に「、こりやなぎ」を加え、同条第17号の12中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第17号の13中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第27号の20中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条中第30号を第34号とし、第27号の25から第29号の13までを4号ずつ繰り下げ、第27号の24を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第23条第27号の23を同条第27号の25とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) の26 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第23条中第27号の22を第27号の24とし、第27号の21を第27号の23とし、第27号の20の次に次の2号を加

える。

(27) の21 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(27) の22 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第24条第1号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

第26条第1号中「第28号」を「第29号の4」に、「第29号」を「第29号の5」に改める。

別記第1号様式備考1(6)及び別記第4号様式備考1(1)中「定款」の次に「寄附行為」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県立自然公園条例施行規則（次項において「新規則」という。）第22条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第3項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成28年8月23日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、新規則第24条第1号コの規定は、適用しない。

和歌山県規則第61号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則（昭和49年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ（イ）中「海岸保全施設」の次に「（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。次条において同じ。）」を加え、同号ウ（エ）中「施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加え、同号ウ（セ）中「建築物」の次に「（これらに附帯する建築物を含む。）」を加え、同号ウ中（マ）を（ミ）とし、（ニ）から（ホ）までを（ヌ）から（マ）までとし、同号ウ（ナ）中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改め、同号ウ中（ナ）を（ニ）とし、（タ）から（ト）までを（チ）から（ナ）までとし、同号ウ（ソ）の次に次のように加える。

（タ）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する
廃油処理施設

第14条第4号中「河川管理施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加え、同条第9号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第15条第1号イ中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同号エ中「ヌ」を「ル」に、「ルに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、）」を「ヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については）」に改め、同号オ中「第34条第1項」を「第34条」に改め、同号ケ中「土留、擁壁」を「土留よう壁」に改め、同号シ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同条第5号に次のように加える。

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第15条第7号ク中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同号ケ中「（平成16年法律第78号）」を削り、同条第9号中ウをオとし、イをウとし、その次に次のように加える。

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第15条第9号アの次に次のように加える。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第19条第1号中「第5号イからオまで、」を「第5号イからカまで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第684号

個人番号利用事務専用庁内ネットワーク構築・運用保守委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
個人番号利用事務専用庁内ネットワーク構築・運用保守委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山市一番丁5番地
- 5 落札金額
21,050,712円（うち消費税及び地方消費税の額1,559,312円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年4月8日

和歌山県告示第685号

和歌山県紀の川市打田・窪の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成27年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市打田・窪の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市打田・窪の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第686号

和歌山県紀の川市打田・窪の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成27年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市打田・窪の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市打田・窪の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第687号

和歌山県紀の川市竹房・桃山町大原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成27年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市竹房・桃山町大原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市竹房・桃山町大原の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第688号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野・下天野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年9月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野・下天野の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野・下天野の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第689号

和歌山県日高郡みなべ町徳蔵の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年2月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町徳蔵の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町徳蔵の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第690号

和歌山県和歌山市毛見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市毛見の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市毛見の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第691号

和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成25年11月6日から平成27年11月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第692号

和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年11月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月4日

和歌山県告示第693号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定した粉河龍門鳥獣保護区の名称、区域及び保護に関する指針の変更を予定しているので、同条第4項の規定により公告し、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針案については、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県

知事に意見書を提出することができる。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 鳥獣保護区の名称

紀の川（紀の川市）鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

紀の川市穴伏地内の国道24号と国道480号との交点を起点として、同所から国道480号を北進し、旧国道との交点に至り、同所から旧国道を東進し、妹背橋で伊都郡かつらぎ町と紀の川市との境界に至り、同所から同境界を南進して県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進して西脇橋を越え旧県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道と歌山橋本線を西進し県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から県道と歌山橋本線を西進し、市道荒見中央線との交点に至り、同所から同市道を西進し、旧県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道と歌山橋本線を西進し、県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から県道と歌山橋本線を西進し、竹房橋南詰で国道424号に至り、同所から同国道を西進し市道百合下井阪線との交点に至り、同所から同市道を西進し井阪橋南詰に至り、同所から紀の川左岸堤防を500メートル西進し、同所から北に進み旧打田町と旧桃山町の境界に至り、同所から同境界を西進し、紀の川市と岩出市との境界に至り、同所から同境界を北進し県道と歌山打田線との交点に至り、同所から同県道を東進し国道24号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日までの10年間

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

紀の川（紀の川市）鳥獣保護区の区域は、紀の川市内に流れる紀の川を中心に鳥獣の生息に良好な環境となっているとともに、人々のレクリエーションやスポーツの場としても広く利用されている。

区域内では、県が準絶滅危惧種として指定しているイカルチドリを多数確認しているほか、カモ類が大きな群れで渡来してくるなど多様な鳥類が生息していることから、豊かな生活環境の形成に資するために必要と認められる地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

利用者による鳥獣への影響及び違法捕獲の防止のため、県、紀の川市及び鳥獣保護管理員が連携し、定期的に巡回を実施する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び那賀振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成28年6月27日から同年7月11日まで

和歌山県告示第694号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3050100316	デイサービスステーション華菜	和歌山市広原字川越11-5	児童発達支援 放課後等デイサービス	有限会社プランニングレリーフ	和歌山市手平3-1-39	平成28.2.29

和歌山県告示第695号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
八仙堂薬局	田辺市たきない町1-12	—	杉原哲夫	平成28.6.1

和歌山県告示第696号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
キリン堂薬局御幸辻店	橋本市御幸辻上栗坪137-1	—	塩崎健太	平成28.6.1

和歌山県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により広、南広土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員

職名 氏名 住所

(平成27年12月27日退任)

理事 北山敏一 有田郡広川町大字広78番地

(平成28年4月27日退任)

理事 久保田章夫 有田郡広川町大字殿311番地

理事 楠本益也 有田郡広川町大字殿1番地の1

理事 西谷忠司 有田郡広川町大字南金屋311番地

理事 池永好行 有田郡広川町大字南金屋638番地

理事 栗山裕充 有田郡広川町大字東中140番地

理事 大西健太 有田郡広川町大字東中98番地

理事 岩内成美 有田郡広川町大字名島262番地
 理事 池田善文 有田郡広川町大字名島264番地
 理事 辻本勝雄 有田郡広川町大字広345番地の3
 理事 小坂功 有田郡広川町大字広1162番地
 理事 端野廣 有田郡広川町大字広536番地
 監事 崎山武生 有田郡広川町大字名島257番地
 監事 楠本洋之 有田郡広川町大字殿378番地
 監事 江川照幸 有田郡広川町大字広625番地2
 監事 芝繁紀 有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2

2 就任した役員（平成28年4月28日就任）

職名	氏名	住所
理事	楠本益也	有田郡広川町大字殿1番地の1
理事	椿原正寛	有田郡広川町大字殿291番地
理事	浅井邦彦	有田郡広川町大字南金屋642番地
理事	池永実	有田郡広川町大字南金屋377番地
理事	大西健太	有田郡広川町大字東中98番地
理事	森下秀樹	有田郡広川町大字東中200番地
理事	池田善文	有田郡広川町大字名島264番地
理事	伊藤崇行	有田郡広川町大字名島272番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	竹中一善	有田郡広川町大字名島30番地の2
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
監事	栗山敏宏	有田郡広川町大字東中120番地
監事	西谷忠司	有田郡広川町大字南金屋311番地
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2

和歌山県告示第698号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月13日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月7日まで縦覧に供する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第27号-1	日高郡日高町小浦字矢田ケ谷377-3
平成28年度第27号-2	日高郡日高町高家字深田1212-5

和歌山県告示第699号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管

理機構から平成28年6月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年7月7日まで縦覧に供する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第28号	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字中ノ岡1055-1外11筆

和歌山県告示第700号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年6月14日に認可した。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第19号-1	西牟婁郡白浜町栄字平才野1521-1外1筆
平成28年度第19号-2	西牟婁郡白浜町富田字中河原594-1外3筆
平成28年度第19号-3	西牟婁郡白浜町保呂字岩本147-2外1筆

和歌山県告示第701号

平成28年和歌山県告示第573号（以下「告示第573号」という。）で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

垣内次郎吉
垣内善一
久保庄六
久保虎一
清水忠助
杉原金五郎
杉原幸一郎
寺谷幸三
寺谷茂一
永井留八
永井彌作
永井あや子
永井芳男
中村傳松

平岡長太郎
平岡と免の
古湖友一
前川一枝
峯岡利一
峯垣七郎
峯垣文五郎
平岡金五郎

- 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件
告示第573号のとおり

和歌山県告示第702号

平成28年和歌山県告示第574号（以下「告示第574号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
横矢崇
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第574号のとおり

和歌山県告示第703号

平成28年和歌山県告示第609号（以下「告示第609号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
垣口帛吉
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第609号のとおり

和歌山県告示第704号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき海南市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年6月9日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県海南市一円

和歌山県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字佛串2484番7地先から同町大字山野字五本松3330番70地先まで	旧	4.37 } 6.46	155.90	
同上	新	6.51 } 27.49	155.90	

和歌山県告示第706号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字佛串2484番7地先から同町大字山野字五本松3330番70地先まで

供用開始の期日 平成28年6月24日

和歌山県告示第707号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第45回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時

平成28年10月14日（金）午前10時から正午まで

- (2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁一丁目2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

- 2 試験科目及び出題範囲

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成28年8月1日（月）から同年9月1日（木）までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用52円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成28年9月1日（木）から同月12日（月）まで。

ただし、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成28年11月4日（金）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により合否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、平成28年11月4日（金）から同年12月2日（金）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部及び東牟婁振興局申本建設部を除く。）用地・管理課

和歌山県告示第708号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年6月24日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) 運転免許証作成システムと連携したシステムで、運転免許証情報を電子データ化し、及び台帳としてファイリング化し、照会等に応じられるシステムを構築した実績を有すること。

(イ) 免許台帳の全国ネットワークにシステムを接続し、情報共有するシステムを構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用による複数のサーバ機器についてメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器についてメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴

力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、ケ、コ及びサに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築を担当する者は(1)のオ及びキを、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県警察本部が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のア又はイに掲げる (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) の申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア又はイに掲げる (ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ) 及び (サ) から (セ) までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年6月24日（金）から同年7月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成28年6月24日（金）から同年7月12日（火）までの県の休日を除く午前10時から午後4時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 会議室

(2) 日時

平成28年7月5日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年6月24日（金）から同年7月15日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所に提出することとする。

なお、郵送による場合は、平成28年7月15日（金）午後4時までに、6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年7月25日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成28年7月29日（金）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成28年8月4日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

平成28年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。
平成28年6月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成28年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性一般	13人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成29年4月以降
	女性一般	2人程度		
	男性武道（柔道）	1人程度	男性一般の職務に加え職員に対して武道指導を行う。	
	語学（英語）	1人程度	男性一般又は女性一般の職務に加え通訳業務を行う。	
警察官B	男性	35人程度	上記警察官A男性一般又は女性一般の職務内容と同じ。	
	女性	10人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
 (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成29年3月末日までに卒業見込みの人	昭和59年4月2日以降に生まれた男性
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和59年4月2日以降に生まれた女性
	男性武道（柔道）（※1）	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位（※2）が3段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成29年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和59年4月2日以降に生まれた男性
	語学（英語）（※1）	男性一般又は女性一般の受験資格を有し、次のいずれかの資格等を有する人。なお、それぞれの資格等は平成23年4月1日以降に取得したものに限り。 ア 実用英語技能検定 準1級以上 イ TOEIC 700点以上 ウ TOEFL (iBT) 76点以上 エ 国際連合公用語英語検定試験B級以上	昭和59年4月2日以降に生まれた男性又は女性
警察官B	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性一般の受験資格に該当しない人	昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女性

(※1) 男性武道（柔道）及び語学（英語）の試験区分については、資格等の証明書の写しを受験申込みの際に提出し、第1次試験当日に原本を提示できる人に限る。

(※2) 男性武道（柔道）の資格に係る柔道の段位については、公益財団法人講道館から授与されたものに限り。また、受験資格に定める資格等を平成29年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

注 資格等が受験資格に該当するかが明らかでない場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成28年9月18日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 （※）	平成28年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成28年10月中旬から下旬	和歌山市	平成28年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成28年11月中旬	和歌山市	平成28年11月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

(※) 男性武道（柔道）及び語学（英語）の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験（※1） （択一式2時間）	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）

実技試験（※2）	500点	柔道についての実技試験
専門試験（※3）	500点	語学力（英語）についての口述試験（読取りを含む。）
資格加点（※4）	別表に掲げる対象となる資格等の該当者に加点する。	
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

（※1）教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

（※2）実技試験は、男性武道（柔道）の受験者のみ実施する。

男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

（※3）専門試験は、語学（英語）の受験者のみ実施する。

（※4）資格加点は、警察官A男性一般、警察官A女性一般、警察官B男性又は警察官B女性の受験者のうち、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。

また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道及び剣道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学（英語）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上 ・ TOEFL (iBT) 76点以上 ・ TOEFL (PBT) 540点以上 ・ TOEFL (CBT) 207点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上 ・ TOEFL (iBT) 52点以上 ・ TOEFL (PBT) 470点以上 ・ TOEFL (CBT) 150点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級 	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容

面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走）
論文試験 (1時間30分) 【警察官A】	200点 (※)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 (1時間) 【警察官B】	200点 (※)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

(※) 論作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成27年度の論作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準	
	警察官A・B男性	警察官A・B女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
体重	おおむね47kg以上	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無、聴力等)	職務遂行に支障がないこと。	

注 上記検査項目のうち、身長、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年7月1日（金）午前10時から同年8月15日（月）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成28年7月1日（金）から受付を開始し、同年8月15日（月）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

大学卒業見込みで受験した人は、平成29年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、平成29年4月以降になる予定である。

- (2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校

に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成28年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短期大学2卒	高校卒
202,400円	184,200円	169,900円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第33号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成28年6月24日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名

雑踏警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成28年10月4日（火） 午前10時から正午まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成28年10月4日（火） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成28年10月4日（火） 午後2時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成28年10月6日（木） 午前10時から正午まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成28年10月6日（木） 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成28年11月4日（金） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成28年11月8日（火） 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成28年11月10日（木） 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成28年11月15日（火） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成28年11月17日（木） 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの。

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成28年8月16日（火）から同月18日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務1級	平成28年8月22日（月）から同月24日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。

- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通

ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書）

イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3058）

公 告

入札公告

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成28年度から平成34年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 免許台帳ファイリングシステム再構築業務

契約日から平成29年3月31日までの間

イ 免許台帳ファイリングシステム賃貸借業務

平成29年1月1日から平成34年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎3階機械室

和歌山市西1番地 和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

田辺市上の山一丁目2番5号 和歌山県警察本部田辺運転免許センター

新宮市三輪崎1148の4 和歌山県警察本部新宮運転免許センター

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県告示第708号に規定する免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

運転免許課

和歌山市西1番地

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

(2) 期間

平成28年6月24日（金）から同年7月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、運転免許課に対して平成28年6月24日（金）から同年7月12日（火）までの県の休日を除く午前10時から午後4時までの間に書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1
和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 会議室

(2) 日時

平成28年7月5日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成28年8月8日（月）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年8月5日（金）午後4時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction and rental of Driver's License Ledger Filing System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Monday 8 August 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Friday 5 August 2016)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110